

令和7年4月小美玉市教育委員会定例会議事録

(作成日：令和7年5月9日)

招集年月日	令和7年4月22日(火)	
招集場所	小川総合支所 3階 大会議室	
開催日時	令和7年4月25日(金) 開会 午前9時50分 閉会 午前11時10分	
出席者 (★：議事録署名員)	羽鳥 文雄 教育長	★ 小仁所 浩 委員(職務代理者)
	中村 三喜 委員	山口 和弘 委員
	廣戸 隆 委員	高橋 晃子 委員
欠席者	なし	
傍聴者	なし	
事務局職員	教育部長 植田 賢一 教育指導課 課長 吉田 桂子 生涯学習課 課長 島田 広幸 文化芸術課 課長 坂本 剛 教育企画課 課長補佐 磯辺 桂子	理事 狩谷 秀一 教育企画課 課長 田山 智 スポーツ推進課 課長 関川 克己 教育企画課 主幹 笹目 翔太郎
付議事件 (提出議案)	※別紙の通り※ 議案2件・報告6件・協議3件	
事業等報告	<p>(1) 学校教育関係について 教育指導課(指導係)</p> <p>(2) 教育課題について 教育指導課(指導係)</p> <p>(3) 就学援助及び区域外就学並びに指定校変更について 教育指導課(庶務・学務係)</p> <p>(4) 台湾交流事業について 教育指導課(庶務・学務係)</p> <p>(5) 文化芸術事業について 文化芸術課</p>	

別紙 付議事件（提出議案）一覧

議案第31号	幼稚園評議員の委嘱について
議案第32号	小美玉市教育委員会事務委任規則の一部改正について
報告第3号	専決処分の承認を求めることについて (小美玉市立幼稚園長の任用期間更新について)
報告第4号	専決処分の承認を求めることについて (小美玉市学校給食献立会議員の任命について)
報告第5号	専決処分の承認を求めることについて (学校事務共同実施協議会総括事務長及び事務長の委嘱について)
報告第6号	専決処分の承認を求めることについて (学校運営協議会委員の任命について)
報告第7号	専決処分の承認を求めることについて (小美玉市社会教育委員兼公民館運営審議会の委嘱について)
報告第8号	専決処分の承認を求めることについて (小美玉市青少年相談員の委嘱について)
協議第1号	事務事業点検（令和6年度事業等）に係る諮問について
協議第2号	公共工事発注に係る取扱いについて
協議第3号	年間事業計画について

1. 開 会・教育長挨拶

○ 羽鳥教育長

皆さん、おはようございます。着座にて失礼します。

本日は、お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。定刻前ですが、皆さんお揃いですので、ただ今から、小美玉市教育委員会会議「4月定例会」を始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず初めに、令和7年度教育委員会体制について、自己紹介の形でさせていただきます。

(事務局職員 紹介)

令和7年度も、各課連携・協力しながら「チーム教育委員会」として取り組んでまいりたいと考えておりますので、皆様にはご指導・ご支援をよろしくお願いいたします。

さて、新学期が始まり、子どもたちが登校して3週間が経ちました。新入生を含め、一つ上の学年に進級した子どもたちは、明るく元気に学校生活や幼稚園生活を送っております。

年度のスタートは何かと忙しく、慌ただしいものですが、各学校・幼稚園の教育活動も、今のところ順調にきているように感じます。

また、PTA総会や授業参観が、早いところは4月16日に実施し、明日26日に実施する学校があります。

学校運営や教育活動は学校だけでできるものではないと考えており、PTAや地域の方々の協力が不可欠ですので、「学校・家庭・地域」がそれぞれの役割を果たしながら、「子育てのよきパートナー」として連携協力が図れるよう、体制構築に努めてまいりたいと思います。

来週からゴールデンウィークが始まりますが、休みの期間に心配されるのが「交通事故や水の事故、不審者による事件・事故」です。未然防止の注意喚起等について、昨日開催した校長会を通して、また、文書等で各学校に指導しました。

本日は、議案が2件、報告が6件、協議が3件、そして、事業等報告、その他となっておりますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

2. 議事録署名委員の選任

小仁所委員

○ 羽鳥教育長

続きまして、議事録署名委員の選任に移ります。

本会議では、小仁所委員を選任いたしますがよろしいでしょうか。(小仁所委員：はい。)

それでは、よろしくお願いいたします。

3. 議事録の承認

承認

○ 羽鳥教育長

続きまして、議事録の承認についてお諮りいたします。

「3月定例会」の議事録につきましては、皆様すでに、お目通しかと思いますが、何かご意見ご質問、お気づきの点がありましたら、よろしくお願いいたします。

特にないでしょうか。よろしいですか。(一同：頷く。)

それでは議事録については、承認とさせていただきます。

4. 付議事件の宣告

○ 羽鳥教育長

本日の会議に付すべき事案について「宣告」いたします。議案等について、あらかじめ配付させていただいた資料としましては、

- 議案第31号 幼稚園評議員の委嘱について
- 議案第32号 小美玉市教育委員会事務委任規則の一部改正について
- 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて
(小美玉市立幼稚園長の任用期間更新について)
- 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて
(小美玉市学校給食献立会議員の任命について)
- 報告第5号 専決処分の承認を求めることについて
(学校事務共同実施協議会総括事務長及び事務長の委嘱について)
- 報告第6号 専決処分の承認を求めることについて
(学校運営協議会委員の任命について)
- 報告第7号 専決処分の承認を求めることについて
(小美玉市社会教育委員兼公民館運営審議会の委嘱について)
- 報告第8号 専決処分の承認を求めることについて
(小美玉市青少年相談員の委嘱について)
- 協議第1号 事務事業点検(令和6年度事業等)に係る諮問について
- 協議第2号 公共工事発注に係る取扱いについて
- 協議第3号 年間事業計画について

以上、議案2件、報告6件、協議3件となります。

ここで、本日の議案等のうち、「非公開」にするものについてお諮りいたします。

「非公開」にするものとしては、

次第の「6 事業等報告」のうち、「(2) 教育課題について」と「(3) 就学援助及び区域外就学並びに指定校変更について」、これらについては、個人情報に関するものが含まれているため、本会議及び議事録において、非公開としたいと思います。

次に、「7 その他」につきましても、本会議では、非公開としたいと思います。

「非公開部分」について、委員の皆様から何かありましたら、お願いいたします。

特に無ければ、以上のものを「非公開」としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員：異議無し)

それではご異議無しと認めまして、以上のものを非公開とさせていただきます。

5. 付議事件の審議

○ 羽鳥教育長

まず初めに、(1) 議案となります。

議案第31号「幼稚園評議員の委嘱について」

本議案は、小美玉市教育委員会事務委任規則第2条第4号の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものでございます。

教育指導課より説明願います。

■ 議案第31号 幼稚園評議員の委嘱について

可決

○ 吉田教育指導課長

提案理由でありますが、「小美玉市立幼稚園評議員要綱」第3条第2項の規定に基づく、幼稚園長からの推薦書を受理したので、同要綱第3条第3項の規定により、令和7年度幼稚園評議員を委嘱するため、この案を提出するものでございます。

推薦者については、2ページをご覧ください。

元気っ子幼稚園の評議員は、昨年度、旧玉里幼稚園及び旧元気っ子幼稚園の統合により、従前の幼稚園において評議員を務めていただいた方の推薦を受理し、委嘱しましたが、今年度も引き続き、同じ4名の推薦を受理しております。

続いて、よつば幼稚園の評議員は、3名の推薦を受理しており、このうち、元PTA会長の方が新たに推薦を受理した方となります。

説明は以上です。

○ 羽鳥教育長

担当からの説明が終わりました。

ただいまの説明について、ご意見・ご質問及び討論等がありましたらお願いいたします。

特に無いようですので、採決に移ります。

議案第31号について、ご異議ございませんか。(委員：異議無し)

ご異議無しと認め、議案第31号は、可決といたします。

続いて、議案第32号「小美玉市教育委員会事務委任規則の一部改正について」

本議案は、小美玉市教育委員会事務委任規則第2条第2号の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものでございます。

教育企画課より説明願います。

■ 議案第32号 小美玉市教育委員会事務委任規則の一部改正について

可決

○ 田山教育企画課長

提案理由でありますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律並びにその他関連例規との整合性を図るため、この案を提出するものです。

内容でありますが、新旧対照表により、説明をさせていただきますので、6ページをご覧ください。

まず、規則名を「小美玉市教育委員会事務委任規則」から「小美玉市教育委員会の権限に属する事務の委任及び代理に関する規則」へ改正するものですが、他自治体の実状調査及び本規則の主旨を鑑みますと、このような改正が適切であると考えております。

次に、本規則第1条に定めております「趣旨」中、教育委員会の権限に属する事務を「誰に」任等させるかについて、改正案の通り「教育長」と明記しました。

続いて、本規則の根幹である、第2条の「教育長に対する委任事務」ですが、本条第15号から第18号までの4号の削除を提案させていただきます。

削除理由ですが、第15号及び第16号は、「予算執行に係る契約事務等に関する規定」であり、この予算執行については、法律の定めにより、「首長」の職務権限とされているため、削除が妥当と考えております。

続いて、第17号及び第18号は、昨年度より施行された。別規則に同様の規定がされているため、削除するものです。

詳細については、新旧対照表の次頁「改正根拠」の2ページに関連法規の抜粋を載せさせていただきましたので、ご覧いただければと思います。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○ 羽鳥教育長

担当からの説明が終わりました。

ただいまの説明について、ご意見・ご質問及び討論等がありましたらお願いいたします。

特に無いようですので、採決に移ります。

議案第32号について、ご異議ございませんか。(委員：異議無し)

ご異議無しと認め、議案第32号は、可決といたします。

続いて、(2) 報告に移ります。

報告第3号「専決処分の承認を求めることについて(小美玉市立幼稚園長の任用期間更新について)」

本件は、小美玉市教育委員会事務委任規則第4条の規定により、専決処分をしましたので、同規則第5条第2項の規定に基づき、これを報告し、教育委員会の承認を求めるものでございます。教育指導課より、説明願います。

■ 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて

(小美玉市立幼稚園長の任用期間更新について)

承認

○ 吉田教育指導課長

報告第3号 専決処分の承認を求めることについて、処分事項は、小美玉市立幼稚園長の任用期間更新についてでございます。

本件は、例年、年度末に教育委員会職員の任免と合わせてお諮りしていた事項ですが、昨年度末の定例会の際に、報告が漏れておりましたので、今回専決処分として、ご報告をさせていただきます。

12ページをご覧ください。

2園の園長ですが、前年度から変更はございません。

任用期間は、規則の規定に基づき、1年間となります。

なお、資料に一部抜粋で載せておりますが、規則第3条第2項にある通り、原則3年を超えない旨、規定がございますが、規定が原則であることと、今回お示しの2名について、資質や経歴等を鑑み、適任であると判断したことから、引き続きの任用とさせていただきます。

以上、説明とさせていただきます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○ 羽鳥教育長

担当からの説明が終わりました。

ただいまの説明について、ご意見・ご質問及び討論等がありましたらお願いいたします。

特に無いようですので、採決に移ります。

報告第3号について、ご異議ございませんか。(委員：異議無し)
ご異議無しと認め、報告第3号は、承認とさせていただきます。

続いて、報告第4号「専決処分の承認を求めることについて（小美玉市学校給食献立会議員の任命について）」

本件は、小美玉市教育委員会事務委任規則第4条の規定により、専決処分をしましたので、同規則第5条第2項の規定に基づき、これを報告し、教育委員会の承認を求めるものでございます。教育指導課より、説明願います。

■ 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて
(小美玉市給食献立会議員の任命について)

承認

○ 吉田教育指導課長

報告第4号 専決処分の承認を求めることについて、処分事項は、小美玉市学校給食献立会議委員の任命についてでございます。

14ページをご覧ください。

給食献立会議員は、給食献立や衛生管理、近年はアレルギー対応について協議をしており、概ね学期に1回の開催となります。

学校給食センター条例施行規則に基づき、献立会議員は、各学校の給食主任又は給食担当者、栄養士又は保健師から委嘱、又は任命することと定められており、任期については、4月1日から活動していただくため、今回専決処分により、委嘱等させていただきました。

新任者は、人事異動により、新たに給食・食育の担当となった方となります。
説明は以上となります。

○ 羽鳥教育長

担当からの説明が終わりました。

ただいまの説明について、ご意見・ご質問及び討論等がありましたらお願いいたします。
特に無いようですので、採決に移ります。

報告第4号について、ご異議ございませんか。(委員：異議無し)
ご異議無しと認め、報告第4号は、承認とさせていただきます。

続いて、報告第5号「専決処分の承認を求めることについて（学校事務共同実施協議会総括事務長及び事務長の委嘱について）」

本件は、小美玉市教育委員会事務委任規則第4条の規定により、専決処分をしましたので、同規則第5条第2項の規定に基づき、これを報告し、教育委員会の承認を求めるものでございます。教育指導課より、説明願います。

■ 報告第5号 専決処分の承認を求めることについて
(学校事務共同実施協議会総括事務長及び事務長の委嘱について)

承認

○ 吉田教育指導課長

報告第5号 専決処分の承認を求めることについて、処分事項は、学校事務共同実施協議会総括事務長及び事務長の委嘱についてでございます。

16ページをご覧ください。

学校共同実施グループは、各学校に1名から2名が配置されている「学校事務職員」の担う事務の一部を共同で実施することにより、事務の適正化と効率化を図る目的で組織しており、今回

この組織の総括事務長及び事務長の委嘱について、4月1日付けとなるため、専決処分とさせていただきます。

今年度の委嘱において、新任者は、美野里地区の事務長として、羽鳥小の学校主査を委嘱しておりますが、人事異動に伴うものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○ 羽鳥教育長

担当からの説明が終わりました。

ただいまの説明について、ご意見・ご質問及び討論等がありましたらお願いいたします。

特に無いようですので、採決に移ります。

報告第5号について、ご異議ございませんか。(委員：異議無し)

ご異議無しと認め、報告第5号は、承認とさせていただきます。

続いて、報告第6号「専決処分の承認を求めることについて（学校運営協議会委員の任命について）」

本件は、小美玉市教育委員会事務委任規則第4条の規定により、専決処分をしましたので、同規則第5条第2項の規定に基づき、これを報告し、教育委員会の承認を求めるものでございます。教育指導課より、説明願います。

■ 報告第6号 専決処分の承認を求めることについて
(学校運営協議会委員の任命について)

承認

○ 狩谷理事

報告第6号 専決処分の承認を求めることについて、処分事項は、学校運営協議会委員の任命についてでございます。

18ページをご覧ください。

竹原小学校の学校運営協議会委員の名簿で説明をさせていただきます。

名簿上、★(ほし)マークを付している方が新たに任命した委員であり、学校関係者は、4月の人事異動により任命をしております。

任期については、4月1日から3月31日までの当該年度内となります。

その他市内各学校の名簿は、19ページ以降にお示しをさせていただきましたので、ご確認いただければと思います。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○ 羽鳥教育長

担当からの説明が終わりました。

ただいまの説明について、ご意見・ご質問及び討論等がありましたらお願いいたします。

◎ 高橋委員

通学区域内の住民や在籍する児童又は生徒の保護者など、選出区分について、各学校で違いや偏りが見て取れますが、これは、各地区の性格を表していると捉えてよろしいでしょうか。

○ 狩谷理事

各学校の実情に応じて選出しておりますので、委員ご指摘の捉え方で問題ございません。

○ 羽鳥教育長

その他、いかがでしょうか。

無いようですので、採決に移ります。

報告第6号について、ご異議ございませんか。(委員：異議無し)

ご異議無しと認め、報告第6号は、承認とさせていただきます。

続いて、報告第7号「専決処分の承認を求めることについて（小美玉市社会教育委員兼公民館運営審議会委員の委嘱について）」

本件は、小美玉市教育委員会事務委任規則第4条の規定により、専決処分をしましたので、同規則第5条第2項の規定に基づき、これを報告し、教育委員会の承認を求めるものでございます。生涯学習課より、説明願います。

■ 報告第7号 専決処分の承認を求めることについて

(小美玉市社会教育委員兼公民館運営審議会委員の委嘱について)

承認

○ 島田生涯学習課長

報告第7号 専決処分の承認を求めることについて、処分事項「小美玉市社会教育委員兼公民館運営審議会委員の委嘱について」ご説明申し上げます。

27ページをご覧ください。

小美玉市社会教育委員に関する条例第4条に基づき、委員に2名の欠員が生じたため、4月1日付けで委嘱させていただきました。

なお、今回委嘱した委員については、人事異動及び所属組織の役員改選に伴い、市校長会会長と市PTA連絡協議会会長であり、充て職による委嘱となります。

任期は、前任者の残任期間となるため、令和8年3月31日までとなります。

説明は以上でございます。

○ 羽鳥教育長

担当からの説明が終わりました。

ただいまの説明について、ご意見・ご質問及び討論等がありましたらお願いいたします。

特に無いようですので、採決に移ります。

報告第7号について、ご異議ございませんか。(委員：異議無し)

ご異議無しと認め、報告第7号は、承認とさせていただきます。

続いて、報告第8号「専決処分の承認を求めることについて（小美玉市青少年相談員の委嘱について）」

本件は、小美玉市教育委員会事務委任規則第4条の規定により、専決処分をしましたので、同規則第5条第2項の規定に基づき、これを報告し、教育委員会の承認を求めるものでございます。生涯学習課より、説明願います。

■ 報告第8号 専決処分の承認を求めることについて

(小美玉市青少年相談員の委嘱について)

承認

○ 島田生涯学習課長

報告第8号 専決処分の承認を求めることについて、処分事項「小美玉市青少年相談員の委嘱について」ご説明申し上げます。

29ページをご覧ください。

青少年相談員は、小美玉市青少年相談員設置規則第2条に基づき、48人以内で構成し、同条第2項において、任期を定めております。

本件は、教職員の人事異動に伴う委嘱であり、異動のあった6校の生徒指導主事を新たに委嘱するものです。

任期は、前任者の残任期間となるため、令和8年3月31日までとなります。
説明は以上でございます。

○ 羽鳥教育長

担当からの説明が終わりました。

ただいまの説明について、ご意見・ご質問及び討論等がありましたらお願いいたします。

特に無いようですので、採決に移ります。

報告第8号について、ご異議ございませんか。(委員：異議無し)

ご異議無しと認め、報告第8号は、承認とさせていただきます。

続いて、(3)協議に移ります。

協議第1号「事務事業点検に係る諮問について」

こちらは、事務事業点検に係る第三者の知見の活用について、教育委員会の意見を求めるものでございます。

教育企画課より説明願います。

■ 協議第1号 事務事業点検（令和6年度事業等）に係る諮問について

○ 田山教育企画課長

協議第1号 事務事業点検に係る諮問について

30ページをご覧ください。

提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づく、点検及び評価の実施にあたり、有識者の知見活用について、教育委員会の意見を求めるものです。

次ページをご覧ください。

協議概要でございますが、毎年、教育委員会へ「協議」及び「議案」として上程している、事務事業点検について、今年度より、生涯学習及び文化芸術、スポーツ分野が加わるため、各分野の専門機関へ教育委員会から諮問することについて、協議させていただくものです。

初めに、生涯学習及び文化芸術、スポーツ分野が事務事業点検の対象となる理由でございますが、今年度実施する点検及び評価の対象となる年度が「令和6年度」の事務事業であり、令和6年度から、生涯学習課及び文化芸術課、スポーツ推進課が教育委員会に属しているため、点検及び評価の対象となります。

次に、有識者の知見活用については、従来教育分野に関しては、大学教授等を座長とする外部評価委員3名の知見を活用しておりましたが、この委員に、生涯学習及び文化芸術、スポーツ分野の知見が全くないとは言えませんが、それぞれの分野において、「社会教育委員兼公民館運営審議会」「スポーツ推進審議会」という、より専門的な組織がございますので、これらの組織の知見を点検及び評価に活用していきたいと考えております。

なお、知見活用にあたり、教育委員会から各組織への諮問が可能であるか調査したところ、関連法令等を抜粋させていただきましたが、それぞれの組織へ諮問及び意見聴取が可能と判断できることから、次ページの「諮問書(案)」を以って、各組織の長へ通知を検討しております。

以上、事務局からの提案とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○ 羽鳥教育長

担当からの説明が終わりました。

ただいまの説明について、ご意見・ご質問及び討論等がありましたらお願いいたします。

特に無いようですので、事務局提案の通り、今年度からの事務事業点検に係る有識者の知見活用については、各分野の専門機関へ諮問することとし、協議を終了させていただきます。

続いて、協議第2号「公共工事発注に係る取扱について」

こちらは、教育委員会の所掌する事務及び事業に係る公共工事の発注について、教育委員会の意見を求めるものでございます。

教育企画課より説明願います。

■ 協議第2号 公共工事発注に係る取扱について

○ 田山教育企画課長

協議第2号 公共工事発注に係る取扱について

35ページをご覧ください。

提案理由でございますが、議案第32号として上程し、可決をいただきました、旧称「小美玉市教育委員会事務委任規則」の改正に伴い、公共工事の発注方法等に変更が生じるため、今後の取扱について、教育委員会の意見を求めるものです。

次ページをご覧ください。

協議概要でございますが、規則改正に伴い、公共工事等の発注状況について、教育委員の皆さまが把握する機会を損ねてしまうため、別紙「公共工事発注見通し（教育委員会抜粋）」をお示しすることで、この機会の補填とさせていただくことについて、協議させていただくものです。

なお、本件について、来年度以降は、定例会の「事業等報告」内で報告させていただきたく存じます。

補足となりますが、工事価格が1億5,000万円を超える公共工事については、議決案件となるため、規則第2条第6号の規定に基づき、議案として上程させていただくことに変更はございません。

令和7年度発注予定の公共工事については、資料記載の通りとなりますので、後ほどご覧いただければと思います。

以上、事務局からの提案とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○ 羽鳥教育長

担当からの説明が終わりました。

ただいまの説明について、ご意見・ご質問及び討論等がありましたらお願いいたします。

特に無いようですので、規則改正に伴う、公共工事発注に係る取扱については、事務局提案の通り、年度始の定例会において、発注見通しを事業等報告内で提示することとし、協議を終了させていただきます。

続いて、協議第3号「年間事業計画について」

こちらは、教育委員会の所掌する事業に係る年間事業の取扱いについて、教育委員会の意見を求めるものでございます。

教育企画課より説明願います。

■ 協議第3号 年間事業計画について

○ 田山教育企画課長

協議第3号 年間事業計画について
37ページをご覧ください。

提案理由でございますが、従来の取扱い方法から変更するにあたり、教育委員会の意見を求めるものです。

次ページをご覧ください。

協議概要でございますが、従来、教育委員会事務局が所管する事業等は各課の判断により、事前のご案内及び事業報告などをさせていただいておりましたが、教育委員の皆様へ周知する、基準等が統一されておりましたので、変更（案）の通り、年度始の定例会において、次ページのような年間の事業計画をお示しし、教育委員の皆様へご出席いただく事業等については、直近の定例会等で再度ご案内する形式にいたし、協議させていただきます。

以上、事務局からの提案とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○ 羽鳥教育長

担当からの説明が終わりました。

ただいまの説明について、ご意見・ご質問及び討論等がありましたらお願いいたします。

◎ 山口委員

後ほど、紙媒体でいただけますか。

○ 田山教育企画課長

承知しました。

定例会終了後に配付させていただきます。

○ 羽鳥教育長

その他、いかがでしょうか。

特に無いようですので、年間事業計画の取扱いについては、事務局提案の通り、年度始の定例会において、年間事業計画を事業等報告内で提示し、教育委員の皆様へご出席等をいただくものについては、別途直近の定例会でご案内することとし、協議を終了させていただきます。

6. 事業等報告

○ 羽鳥教育長

続いて、事業等報告に移ります。

まず（1）学校教育関係について 教育指導課指導係より報告願います。

■ 学校教育関係について

○ 狩谷理事

資料に沿ってご報告させていただきます。

1 学校関係（5月の学校関係行事）についてでございます。

まず、体育祭及び運動会を来月全ての学校で実施します。

昨年度は、3校が秋に開催しておりましたが、残暑が厳しかったことから、暑さ対策の観点から、5月開催となりました。

また、中学校及び義務教育学校後期課程の修学旅行日程を載せさせていただきました。

続きまして、2 令和7年度校長会等組織についてでございます。

今年度の小美玉市校長会は、小川南小学校の佐藤校長が会長となります。

続いて、小美玉市教育研究会は、小川南中学校の荘司校長が研究会長となります。

また、小美玉市教頭会の会長に、小川北義務教育学校の竹内教頭、小美玉市教務主任会の会長に、玉里学園義務教育学校の外山教諭が選任されました。

最後に、3 教育指導課指導係についてということで、今年度の体制を載せさせていただきました。

報告は以上でございます。

○ 羽鳥教育長

担当からの報告が終わりました。

委員の皆さまから、確認等がありましたらお願いいたします。

◎ 廣戸委員

修学旅行に関して、経費が高額になっていることと、インバウンドに関連して、宿舎の確保が難しくなってきていると聞き及んでいます。

県内では、まだ検討されていないようですが、他県では、「修学旅行先を京都から変更する。」「体験的な学習に切り替えて、場所の選定をしている。」などの対応をしているようです。

修学旅行は2年先まで契約すると思いますので、…

修学旅行は、プランニングを含め、2カ年にわたる契約になると思いますので、教育委員会主導で見直しをしていかなければ、対応が遅れると同時に、保護者の負担も益々増えてしまうと思います。

また、本市の場合は、茨城空港があり、航空機を利用した修学旅行を実施している学校もありますので、そろそろ検討すべき段階にきていると感じますが、いかがでしょうか。

○ 狩谷理事

委員ご指摘の点については、各学校でも課題として取り上げられております。

しかしながら、保護者から、修学旅行先について、京都や奈良、大阪方面の強い要望が出ているところではあります。

このことから、旅行業者とともに、宿泊地の工夫等によって、修学旅行に係る経費を抑えるための検討を図っています。

具体的には、宿泊地を京都府内から、隣県の滋賀県へ変更する。といったものですが、これだけでも、多少ではあります。経費を抑える効果が期待できるようです。

以上です。

○ 羽鳥教育長

今年度の修学旅行先として、4校のうち1校は、京都・奈良ではなく、「大阪・関西万博」に行くようです。

私自身、修学旅行先は、「京都・奈良」が定番と思っていましたので、時代の流れと言いますか、タイミング的な面もあると感じたところです。

◎ 廣戸委員

私の記憶では、「筑波万博」では、支援があったと思いますが、今回の「大阪・関西万博」は、国や県からの支援はあるのでしょうか。

○ 狩谷理事

現時点では、そのような支援はありません。

○ 羽鳥教育長

その他、いかがでしょうか。

無いようですので、次に移ります。

■ 教育課題について ※非公開※

■ 就学援助及び区域外就学並びに指定校変更について ※非公開※

■ 台湾交流事業について

○ 吉田教育指導課長

追加資料として配付させていただきました「台湾交流事業」をご覧ください。

4月22日火曜日 午後3時から午後4時まで 小川北義務教育学校において実施しました。

来校されたのは、昨年度「友好交流覚書」を締結しました、台湾の新北市淡水区から淡水国民中学校の1・2年生及び校長を含めた引率者など、合計29名です。

もともと、来日の予定があり、小美玉市訪問の時間を割いていただいたことと、小川北義務の協力もあって実現した事業です。

当日は、本市として、小川北義務の8年生50名を含む66名、で歓迎セレモニーを開催し、当日の出迎えや見送りでは、セレモニーに参加していない、7年生及び9年生も参加しました。

みのり太鼓の協力による太鼓のアトラクションやプレゼント交換を行うなど、生徒同士の交流として、貴重な機会となりました。

当日の様子については、写真をご覧くださいいただければと思います。

以上、報告とさせていただきます。

○ 羽鳥教育長

担当からの報告が終わりました。

委員の皆さまから、確認等がありましたらお願いいたします。

◎ 小仁所委員

本市から、台湾へ出向くということは検討しているのでしょうか。

○ 吉田教育指導課長

現時点で、その予定はありませんが、今回を機に、今後そのような話が出てくる可能性も考えられます。

なお、今年度については、英語教育の一環として、オンラインで台湾と本市を繋ぐ予定はございます。

◎ 廣戸委員

確か、栃木県でのホームステイの帰りに立ち寄ったと、先日ラジオ放送されていたと思いますが、本市を目的に来たわけではないということでしょうか。

○ 吉田教育指導課長

委員ご指摘の通り、既に組まれていたスケジュールの中で、時間を割いて、ご来訪いただいた形です。

◎ 廣戸委員

それでは、小仁所委員からもお話しがりましたが、茨城空港もありますので、今後、本市が主体となって、本市を目的に来日いただくということは、想定しているのでしょうか。

○ 吉田教育指導課長

姉妹都市^{※1}との交流でも、訪問団の行き来がありますので、今後そのような取組を想定しているようですが、詳細については、今後詰めていくようです。

こちらの事業については、国際交流という観点から、市長部局の市民協働課が所管となりますので、同課が主となり進めていく事業であると承知しております。

※1 アビリン市（アメリカ合衆国カンザス州ディッキンソン郡 郡庁所在地）

○ 羽鳥教育長

私自身、このセレモニーに参加して受けた印象として、1時間という短い時間での交流でしたが、双方の子どもたちが触れ合う姿や笑顔で話している姿を見ていて、微笑ましさを感じたところです。

また、今後予定していることとして、理事から報告させます。

○ 狩谷理事

台北駐日経済文化代表処という、日本での台湾との外交窓口機関から、代表者をお招きし、美野里中学校において、台湾文化と題した講演会を開催する予定です。

また、講演会後に、オンライン交流を予定しておりますが、英語力に差がありますので、本市の子どもたちは、ALTの補助を入れることを考えております。

以上です。

○ 羽鳥教育長

その他、いかがでしょうか。

◎ 中村委員

台湾との交流事業ですが、これは、教育委員会主導で始まったものなのでしょうか。

それとも、市全体として、台湾との交流を何らかの目的をもって始めるにあたり、その中の教育分野における一事業として、始まったものですか。

というのも、様々なことでも言えることですが、もともとの趣旨がはっきりしていなければ、どの程度まですべきかが、曖昧で中途半端になってしまうと考えるからです。

具体的に言えば、先ほど理事から、「オンラインでの交流にあたり、英語力に差がある。」と説明がありましたが、極端なことを言えば、台湾の子どもたちは補助が無くても、英語でのコミュニケーションが取れる一方で、本市の子どもはできないということだと思います。

つまり、台湾との交流にあたり、英語は必須であり、「コミュニケーションを取れる程度の英語力を身に付けさせる。」という目的が立てられると思います。

この目的の設定が重要で、これが曖昧だと、事業趣旨から外れてしまい、その時その時に合わせて、右往左往するような事態になってしまうことを危惧したので、一意見としてお話しさせていただきました。

○ 羽鳥教育長

台湾との交流の目的や今後の方向性について、事務局から何かありますか。

○ 吉田教育指導課長

まず、先ほどもお話しさせていただきましたが、本件に関しては、国際交流の所管課である、市民協働課が主導となるものですが、交流に関しては、新北市と本市での友好都市関係の樹立は昨年度確立したばかりであり、現時点では、教育分野に限らず、観光分野や商工分野、文化・スポーツ分野などを含め、幅広いものでの交流を検討しており、今後、その分野は増えていく可能性は十分にあると思われまます。

このような中、教育分野において、どのような交流を図っていくかなどについては、ただ今のご意見も踏まえて、所管課と共有してまいりたいと思います。

○ 植田教育部長

ただ今、指導課長からもありましたが、この国際交流に関しては、市長部局からどのような分野で交流していくかという話から始まり、観光や文化、そして教育という分野を端緒に、今年の10月に友好都市の覚書を締結しました。

締結後、本市の市議会議員を主とした訪問団が台湾を訪問しており、これを契機として、今回の来日にあたり、教育委員会として、報告させていただきました歓迎セレモニーを行ったという経緯でございます。

今年度も、オンライン交流を図るにあたり、委員から「英語力」のご指摘をいただきましたが、市長の主要政策として「外国語教育の推進」が掲げられておりますので、これを推進していく意味でも、交流に力を入れていきたいという考えがあるものと推察します。

しかしながら、この交流をどのレベルまで掘り下げていくかについては、最終的に、市長部局の国際交流部門と連携し、教育委員会としての考えを盛り込むが必要であると感じております。

○ 狩谷理事

「英語力」について補足をさせていただきます。

英語力については、本市の教育行政を進める上で定めた「教育振興基本計画」に、「英検３級相当の英語力を有する生徒の割合」として、令和９年度までに「５４％」を掲げ、取り組んでおります。

◎ 中村委員

英語についてですが、前提として、「英語を勉強しなくて良い。」という訳ではなく、これから社会に出て、専門的に使う子どもとそうではない子どもがいる中で、「どこを目標とするか」であって、その観点から言うと、理事が示した「英検３級相当の英語力」は、目標が明快で、それに向けての取組が分かりやすく、非常に素晴らしいと思います。

笠間市は数年前から、英検３級の合格者数を学校ごとに、結果をホームページで公表しており、これによって、子どものチャレンジする意欲を掻き立て、より効果が出ている取組であると思いますので、本市でも取り組むことは、評価できると考えます。

◎ 廣戸委員

私は、独特の考えを持っているのですが、英検３級が素晴らしいかということ、決して、そうではないと思います。

英語教育としての語学教育を全否定、軽視しているわけではありませんが、それが全てであるということよりも、同時通訳機能が日々進歩している中で、自分の考えをスマートフォンなどの機器に搭載された翻訳機能を活用して会話するということが日常となる日が来ると思います。このことから、単純に、「英語が話せるようになる教育」ではなく、これからは、「コンピューターリテラシー」や様々な人種・民族と関わりを持ち、それらを理解する「国際理解教育」が重要になると考えています。

先ほど、美野里中学校での講演会の話もありましたが、おそらく、趣旨としては、台湾の文化や芸術に触れ、同じ人間としての関わりや視点を持つことで、国際理解に関する力を養うことではないかと感じています。

これまでの、英語教育では、英検３級相当の割合に重きを置いていたかもしれませんが、これからは、それでは図れない、「多文化・多民族理解ができる」ということを、教育にどう取り組むかが重要であり、その一環として、友好都市となった台湾の子どもたちとオンラインで語り合う機会を位置付けることができれば良いと思います。

その際、意思疎通を図る上で、障壁となる「言葉の壁」は、翻訳機能を活用すれば、共有は可能だと思いますので、このような機会を増やしていくことが重要と考えます。

また、一時期、ある国とある国のトップ会談に、『通訳を帯同させていたら、あの状況にはならなかった。』『中途半端な英語力が返って会談を破綻させた。』と報道がされていたように、言葉は一步間違えると、誤解を招くことが多いと言えます。

一方で、インバウンドによって、様々な人種の方たちが来日し、街中で見かけることが多くなった昨今、先日の旅行先で感じたこととして、夕食会場での振る舞いについて、私自身、違和感を覚えました。この「自分たちとの違い」を理解することが重要で、私の場合は、そこに壁があるのですが、これからは、それも国の文化として理解ができる人材を育成していかなければならないと思います。

繰り返しにはなりますが、決して英語教育を軽視しているわけではなく、これからは、国際理解教育が重要になると思いますので、教育行政を推進していく上で方針を転換する時期に来ていると感じているところです。

○ 羽鳥教育長

貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。

今後、教育行政を進めるにあたり、参考とさせていただきたいと思います。

その他、いかがでしょうか。無いようですので、次に移ります。

■ 文化事業について

○ 坂本文化芸術課長

資料は、「小美玉さくらフェスティバル2025について」をご覧ください。

本事業は、小美玉市商工会、小美玉市社会福祉協議会、さくらフェスみの～れ実行委員会が主催となり、去る令和7年4月5日土曜日に、四季の里芝生広場及び四季健康館、四季文化館において、開催しました。

当日の来場者は、約8,000人で、会場は大変賑わっていた印象です。

当日の様子については、四季文化館内のみの写真となりますが、これらの体験活動を実施し、子どもをはじめ、多くの方に楽しんでいただけたと感じております。

報告は以上となります。

○ 羽鳥教育長

例年この時期に事業を開催していますが、昨年度は、桜の花は散ってしまい、葉桜の中での開催だったと思います。

しかし、今年は、五分咲きだったと思いますが、大変綺麗な中で事業を開催することができてよかったと感じたところです。

7. その他

○ 羽鳥教育長

次第の7 その他になります。

まず、委員の皆様から何かありますか。(委員からの発言無し)

<事務局から(概要)>

「日本教育新聞」への記事掲載について (生涯学習課)

4月14日発行の同新聞に、2月に開催した「学校運営協議会」及び「地域学校協働活動」に関する報告会の記事を提示した。

「第16回 やすらぎ里まつり」について

6月8日に開催を予定している。

今年度は、やすらぎの里開館30周年記念という節目でもある。

昨年度同様、教育委員には、開会式から出席いただく方向で検討している。

後日、文書により案内を送付する。

5月定例会について

令和7年5月26日(月) 13時30分から

小川総合支所 3階 大会議室

8. 閉 会

○ 羽鳥教育長

他にありませんか。無ければ、本日予定していた内容すべて終了しました。

委員の皆様には慎重なご審議をいただき、ありがとうございました。

以上をもちまして小美玉市教育委員会会議、4月定例会を閉会とさせていただきます。

大変お疲れ様でした。